

ヘルプマークの普及について

障がい者支援課

1 目的

ヘルプマークの周知、啓発及びヘルプマーク（タグ）の配布を通じ、外見からは分かりづらい障がい者等が、自身の状況等を周囲に知らせる事ができる環境を整備することにより、障がい者等が周囲からの配慮を受けやすくし、障がいのある人もない人も暮らしやすい共生社会を目指す。

2 ヘルプマークについて

(1) 経過

平成 24 年に東京都が作成、配布を開始した。以降、東京都の他にもヘルプマークを導入する自治体は増えており、東京都含め 24 都道府県[※]で導入されている。（H30.3.末時点）
（平成 30 年度中に導入予定の自治体は、長野県を含め 9 県）

※ 同デザインを使用したヘルプカード導入県を含む



ヘルプマーク

「援助や配慮を必要としている方が、身に着けることで、周囲の方に配慮を必要としているのを知らせることができる表示」として、平成 29 年 7 月に JIS に制定され、全国的な統一マークとなる。

(2) 対象者

外見からは分かりづらい、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。

(3) 導入要望

- ア 副市長・総務担当部長会議での導入要望（H29.7）
- イ 市長会総会での導入要望（H29.8）
- ウ 市長会からの知事要望（H29.9）
- エ 市長会から県議会へ陳情（採択）（H29.9）



ヘルプマーク（タグ）



鞆などにぶら下げて使用可能



裏面にシールを貼り、必要な支援等を記載

3 配付について

- (1) ヘルプマーク（タグ）配付開始日：平成30年7月2日（月）から
- (2) 配付場所：市町村福祉担当課、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、
総合リハビリテーションセンター及び障がい者支援課の窓口。
- (3) 配付方法：窓口にて無料配付（窓口に出向くのが困難な方に限り、郵送配付も可）
- (4) 配付予定数：5,000 個（市町村窓口にて不足が生じた場合は、追加発注予定）

4 ヘルプマークの周知・普及

導入時の重点広報期間（7～9月）

- ポスター掲示、チラシ配布
教育機関、行政機関、医療機関、福祉団体 等
- 県内公共交通機関へのポスター掲示（駅、車両内ドア横、中吊り等へのポスター掲示）
- 県・市町村における各種広報媒体を使った周知等（テレビスポット、ラジオ、広報誌等）
- 各部局と連携した各団体等への情報発信

信州あいサポート運動及び民間団体等との連携

本事業と「信州あいサポート運動推進事業」を障がい者理解を促進する両輪と捉え、

「受け手」と「支え手」による支援の好循環が生まれるよう、あいサポーターに重点的に周知普及。

- あいサポーター
- あいサポート認定企業・団体
- あいサポートメッセンジャー

【周知普及のための情報提供】

- ・ヘルプマーク周知普及の依頼
- ・ポスター、チラシの送付及びデータ提供
- ・研修用テキストによる周知
- ・県ホームページへのダウンロード用データのアップロード



【今後の取組み】

- 障がい当事者と連携し、各種講演会、研修会等における情報発信
- 公共交通機関、流通団体等にヘルプマークの周知普及に関する協力を依頼
- あいサポートメッセンジャー養成及び活用を強化することにより、ヘルプマークの普及を図る
- 民間団体の SNS 等を活用したヘルプマークの周知普及